

外来生物対策に対する日本魚類学会からの意見

2021年12月8日

農林水産大臣 金子 原二郎 様
環境大臣 山口 壯 様

日本魚類学会 会長 瀬能 宏



日本魚類学会が対象とする魚類は、外来生物法の規制対象の特定外来生物としても、また特定外来生物の影響を低減・回避すべき対象としても、重要な分類群のひとつである。このたび外来生物法の施行状況が見直され、法改正の可能性も含め今後の対応方針が検討されるにあたり、今後の外来生物への対策がより効果的に実施されるよう、当学会から以下の意見を提出する。

1. 外来生物法で特定外来生物に指定された魚種のうち、特にブラックバス（オオクチバスおよびコクチバス）に関しては、いまだに希少生物の保全活動が行われる水域での確認や新たな水系への分布拡大など、外来生物法により禁止されている野外への放出行為が継続していることは明白であり、数ある特定外来生物のなかでも際立った状況を呈している。その一方で、両種とも特定外来生物に指定されながら、それらが野外水域において生息する状態を積極的に利用して成り立つブラックバス釣りに関しては、外来生物法施行後も釣りで捕獲した個体をその場で再放流する「キャッチ・アンド・リリース」を含め、無条件に容認され続けており、野外個体の積極利用が続いている点でも特異である。さらに、オオクチバスを第五種共同漁業権対象種としていた4湖沼は、施行時点では生業の維持の観点から湖沼を飼養等施設とみなす特例とされ、その後の漁業権の切り替えでもオオクチバスを対象とする漁業権が継続している。外来生物法は特定外来生物による生態系等にかかる被害の防止を目的とし、本来、特定外来生物が野外に生息する状態を積極的に利用する行為は、外来生物法の趣旨に反するものであると考えられる。このような現状に対して、「答申素案」では「違法行為の根絶」の必要性が述べられているが、具体的な対応として、以下の項目を検討いただきたい。
 - ① オオクチバスおよびコクチバスは、外来生物法施行および両種の特定外来生物指定以後も、意図的な放流と考えられる生息域拡大（や駆除後の再発見）が相次いでいるが、その一方で摘発例はほとんど無い。意図的な放流が放置された状態にあることは、防除をすすめる上での著しい障害であることは論を待たず、新規導入の阻止は防除成功の最重要条件の一つである。外来生物法施行後年月を経ていることから、あらゆる機会を活用してオオクチバスおよびコクチバスは意図的な放流が厳罰で禁止されていること等を普及・啓発するとともに、意図的な放流が確実である状況が確認された場合、被疑者不詳であっても積極的に摘発するなど、国としての毅然たる態度を示していただきたい。
 - ② 外来生物法では、特定外来生物を捕獲した場合、直後であれば野外に戻しても良いという運用となっているが、この運用は哺乳類等の狩猟での錯誤捕獲や、無知・誤認による行為への対応を想定したものである。それに対し、ブラックバス釣りは特定外来生物であるオオクチバス・コクチバスを狙って捕獲する行為である点で、錯誤や無知・誤認により特定外来生物を捕獲・採集した者が対応に苦慮するといった配慮すべき状況は発生しない。その一方で、ブラックバス釣りという行為は、捕獲した個体を再放流せずに回収することで積極的な防除への貢献が可能となり、普及・啓発の効果も高いと期待されることから、錯誤捕獲等から一線を画した行為である、オオクチバスおよびコクチバスを対象とした釣りにおけるキャッチ・アンド・リリースについては、それを容認している運用面での見直しを検討していただきたい。
 - ③ 第五種共同漁業権は10年ごとに「更新」ではなく「切り替え」が行われる。外来生物法施行時には、オオクチバスを漁業権魚種としていた4湖沼では既存の漁業権魚種であったため、生業の維持を目的として湖全体を特定飼養等施設とみなす特例扱いで許可された。そして、2013年の前回の第五種共同漁業権の免許切り替えでは4湖沼すべてで漁

業権が継続し、次回の切り替えが 2023 年に迫ってきている。漁業権の切り替えは新規の漁業権の申請であること、およびオオクチバスは特定外来生物への指定から 16 年が経過しており、同魚種に依存しない運営体制に切り替えるには十分な時間があったと考えられるため、特定外来生物に対する漁業権の新規申請は適切ではなく、外来生物法および漁業権の主務省庁として、適切な対応方針を明示していただきたい。

2. 外来生物法に基づく特定外来生物の防除対策を円滑に推進するにあたり、主務官庁である環境省と農林水産省の調整・連携を、特に以下に列記する項目について、積極的に図っていただきたい。

- ① 外来生物法では、防除の第一義的主体が主務大臣および国の関係行政機関の長であるとされ、国以外の多様な主体が携わるとは防除の効果を高めるために有用であるが、あくまでも国が第一義的に率先して行うことが基本となる。ところが、特に農業や漁業など生業活動に対して被害をもたらす特定外来生物について「被害を被っている関係者が自ら防除するのが本来だ」「やりたい者がやれば良い」といった認識が散見されるが、このような認識は「被害が起きない程度でやり過ぎれば良い」という、防除対策の徹底とは程遠い場当たりの対応を促進し、予防的観点からの措置が取られないまま、被害の拡大・蔓延を招く結果となりかねない。特定外来生物の防除は、広域的視点から予防的原則に基づいて基本的には公的資金に基づいて実施されるべきものであり、多様な主体の連携・協力を仰ぎ、防除をより効果的に行うために、関係省庁による適切な支援体制を一層整備していただきたい。
- ② オオクチバス等（オオクチバス、コクチバス、ブルーギル）を対象として、防除のマニュアルが作成・公開されているが、捕獲するための漁具漁法の多くが都道府県の内水面漁業調整規則で禁止され、特別採捕許可の取得が必要となる。しかし、漁業調整規則が想定する許可の目的に外来種の防除が含まれていないため、特定外来生物に指定された魚種であっても、それを防除するための特別採捕許可が下りにくい場合があり、多様な主体が防除を進めるうえでの障害となっていることがある。特定外来生物に指定された魚種の捕獲行為が円滑に実施できるよう、全都道府県一律で特別採捕許可の対象と認める旨を規則に明示する等を水産庁長官から通知する等の対応をお願いしたい。
- ③ オオクチバス等は環境省と農林水産省の共同管轄となっている特定外来生物であるが、同様に深刻な漁業被害をもたらしているチャンネルキャットフィッシュは環境省のみの単独管轄となっている。しかし、特定外来生物をはじめとする侵略的外来生物への対策は、関係省庁の連携強化が不可欠である。漁業被害の直接的な軽減だけでなく、漁場環境の維持保全の予防的な観点からも、漁業における防除活動に対して積極的な支援が得られるよう、関係省庁の対応をお願いしたい。
- ④ 生態系被害防止外来種リストのカテゴリーの一つである産業管理外来種は、産業利用がある現状から、その利用において適切な管理が求められる外来種である。このことは、あくまでも産業利用以外の野外での生息・生育が限定的であり、産業利用での対策で適切な管理ができる状況が前提である。しかし、産業管理外来種と評価されている魚類 3 種（ニジマス、ブラウントラウト、レイクトラウト）のうち、とりわけブラウントラウトについては漁業権魚種となっている水域はわずかしかなく、北海道・本州における意図的な放流による分布拡大が顕著であり、産業利用での管理の推進で本種の適切な管理ができないことは明白であり、在来生態系への影響も示されている。本種を産業管理外来種ではなく総合対策外来種として評価することが必要であると考えられ、漁業権魚種としての利用実態だけでなく、生態的影響とその拡大状況を総合的に判断していただきたい。さらに、分布拡大を抑止するために、意図的な野外放出を禁ずる特定外来生物への指定についても早急に検討いただきたい。また、ニジマスに関しても、生態的影響や意図的な放流の存在が認められることから、産業管理外来種としての具体的な管理のあ

り方を検討するとともに、産業管理の及ばない部分への対策を検討する総合的な評価に向けても取り組んでいただきたい。

3. 観賞・飼育を目的として昨今は多数の温帯性淡水魚が流通しており、その中には希少性の高い在来種や、在来種と近縁な外来種も含まれている。そして、それらを意図的に放流したことに起因すると推測される、国外・国内外来種の野外水域での確認事例が相次いでいる。このような形での外来種あるいは非在来個体群に由来する個体の導入は、地域の魚類相を変容させるだけでなく、導入個体による地域個体群の不可逆的な遺伝的攪乱を招き、絶滅リスクを上昇させるおそれがあることから、以下の対応をお願いしたい。
 - ① 観賞・飼育目的に流通している外国産淡水魚の中には、在来魚種と近縁で交雑の可能性が推測されるものもある。このような外来魚が野外水域に意図的に放流された場合、交雑により在来魚種の遺伝的多様性が喪失する恐れがあり、種の絶滅に至る可能性もある。国の絶滅危惧 IA 類のヒナモロコが台湾等に分布する外来種キクチヒナモロコと交雑し、事実上絶滅状態になっていることや、同じく絶滅危惧 IA 類のスイゲンゼニタナゴの生息水域の周辺で同種と近縁な外来種のタナゴが確認されるなど、このリスクは現実化している。魚類を含め観賞・飼育栽培を目的として流通している生物については、特に在来種の保全上の絶滅危惧状況や、交雑リスクの指標としての系統的類似性を基準として、リスクの高い種やより高次の分類群を対象として、輸入・流通を予防的に阻止するため、特定外来生物の指定に関する検討を早急に進めていただきたい。
 - ② 観賞魚の意図的放流に起因すると推測される分布攪乱は、在来魚種についても確認されている。特に絶滅危惧種を対象とした放流は、存続基盤が脆弱な在来個体群に対して、その遺伝的多様性を喪失される結果を招きかねない点で、対処すべき保全上の重要課題である。国内外来種や地域個体群間の交雑の問題は、現在の外来生物法の対応範囲に含まれないとはいえ、地方自治体の対応を促したり、生態系被害防止外来種リストでの国内外来種リストへの選定を積極的に進めたりするなど、必要・可能な対策を進めていただきたい。
 - ③ 上記の課題に共通する背景として、「生き物を野外に放すことを善行」とする日本人の精神土壌があるものと推測されるが、「生き物の野外放出」という行為自体に国内・国外外来種の導入、病気の伝搬、遺伝的攪乱など、生物多様性の維持・保全に反するリスクが存在することが、広範に認識・理解されることが必要である。外来種の問題性とあわせ、生き物の野外放出そのものの問題についても、身近な教材としてメダカ等の魚類の飼育観察が小学校理科の学習指導要領にも含まれている学校教育の現場を含めて、普及・啓発を積極的に進めていただきたい。